

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 2 年 1 2 月 9 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分について、その取消しを求めるというものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性・不当性を主張しているものと解される。

エアコンが壊れた。二十年以上も使用しており、持っていないと一大事である。ところが、美品として一銭も協力もせず、しかも期末一時扶助の削除もある。さらにこの審査請求書欲求にもおたおたする有様である。昨年 9 月に眼鏡購入の際にも費用をだし渋る。この〇〇福祉事務所にはルール無視が多いと思います。

調べたところクーラー設置や眼鏡の購入は、社会保障にあるようなので、認めていただきたい。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 9月16日	諮問
令和3年11月30日	審議（第61回第1部会）
令和3年12月20日	審議（第62回第1部会）
令和4年 1月12日	処分庁へ調査照会
令和4年 1月26日	処分庁から回答を収受
令和4年 1月31日	審議（第63回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。））により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

このうち医療扶助について、法15条は、「医療扶助は、困窮

のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条6号に「移送」を挙げている。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

また、保護基準によれば、12月の保護費（基準生活費）の算定に当たっては、期末一時扶助費を計上することとされており、1級地—1（〇〇区含む）在住の被保護者に対しては、14,160円を計上することとされている（別表第1・第1章・1・(2)・ア及び同第9・1・(1)）。

(2) 法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）によれば、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」（運営要領第3・9・(2)・ア）等の場合に医療扶助に係る移送の給付を行うとされ、被保護者から申請があった場合、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる経路及び利用する交通機関を適正に決定することとされている（同・(3)・イ）。

## 2 本件処分の検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人からの医療移送費の申請があったこと及び期末一時扶助費の認定期間（12月）が終了したことに伴い、令和2年12月1日及び令和3年1月1

日を保護変更決定年月日、決定した理由を「世帯主の医療移送費（２年１１月分・現金）を支給します。期末一時扶助の削除により最低生活費変更」として、請求人に対し、令和２年１１月分の医療移送費（７８０円）を支給するとともに、本件期末一時扶助費（１４，１６０円）を削除する旨の本件処分を行ったことが認められる。

したがって、本件処分は、上記１の法令等の定めに従って適正になされており、違算も認められないことから、違法又は不当な点を認めることはできない。

### ３ 請求人の主張

請求人は、上記（第３）のとおり主張し、エアコン及び眼鏡の購入費用の支給並びに、期末一時扶助削除の取消しを求めているが、エアコン及び眼鏡の購入費用の支給の有無は本件処分の内容でないことは明らかであるから、当該費用が支給されるべきか否かは、本件処分の適法性・妥当性をなんら左右するものではなく、本件処分の取消しを求める理由として失当である。また、上記２のとおり期末一時扶助費は１２月にのみ支給されるものであるから、請求人の主張を採用することはできない。

なお、請求人が主張するエアコンの購入費用の支給については、地方自治法２４５条の９第１項及び３項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７・２・(6)・イによれば、「初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないとき」に限り暖房器具の購入が認められるとされている。また、東京都の各福祉事務所から寄せられた生活保護の取扱いに関する疑義照会事例のうち、他の福祉事務所の業務の参考に供するものとしてまとめられた「生活保護運用事例集２０１

7」(平成29年3月 東京都福祉保健局生活福祉部保護課編。)問6・36答によれば、臨時的最低生活費(一時扶助)の基本的な考え方として、「被保護者は、経常的な最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要のすべてを賄うべきであるが、特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらを支給しなければならない事情があるときに限って、一時扶助は認定されるものである。」とされている。なお、運用事例集は、本件の適用において、法の解釈・運用として合理的なものであると認められる。

次に、請求人が主張する眼鏡の購入費用の支給については、運営要領第6・(3)・ア・(ア)によれば「次に掲げる材料の範囲においては、必要最小限度の機能を有するものを、原則として現物給付によって行うものとする。」とされ、「眼鏡」が掲げられている。

以上のことから、エアコン及び眼鏡の購入費用の支給が認められなかったことは、上記局長通知等の運用基準に即したものである。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹